

北海道支部加入・履行証明書の発行基準緩和について

北海道支部は加入・履行証明書の発行基準の「2.退職給付拠出額等の総額について」を下記の通り緩和いたします。

退職給付拠出額等の総額が、被共済者数に一人当たり53,760円（※1）を乗じた額（加入後1年未満の被共済者については、加入後の月数に4,480円（※2）を乗じた額、個人的事情等により年間就労日数が少ない被共済者については労働日数に320円（※3）を乗じた額）以上であること。

（※1）令和3年9月以前を始期とする決算期は52,080円

（※2）令和3年9月以前の就労分は4,340円

（※3）令和3年9月以前の就労分は310円

《緩和理由》

北海道は積雪寒冷地により冬期間の稼働日数が少ないため。

《緩和内容》

○令和3年10月以降を始期とする決算期について

- ・本部基準の「被共済者数に一人当たり80,640円を乗じた額」から「被共済者数に一人当たり53,760円を乗じた額」に緩和する。
- ・加入後1年未満の被共済者については本部基準の「加入後の月数に6,720円を乗じた額」から「加入後の月数に4,480円を乗じた額」に緩和する。

○令和3年9月以前を始期とする決算期について

- ・本部基準の「被共済者数に一人当たり78,120円を乗じた額」から「被共済者数に一人当たり52,080円を乗じた額」に緩和する。
- ・加入後1年未満の被共済者については本部基準の「加入後の月数に6,510円を乗じた額」から「加入後の月数に4,340円を乗じた額」に緩和する。